

Ref:AL JPN 1/2024

日本政府御中

2024年4月30日

私たちは、宗教または信仰の自由に関する特別報告者、教育を受ける権利に関する特別報告者、意見と表現の自由の権利の促進と保護に関する特別報告者、平和的な集会と結社の自由の権利に関する特別報告者として、教育を受ける権利に関する特別報告者人権理事会決議 49/5、53/7、52/9、50/17 に従って、お伝えできることを幸いと存じます。

これに関連して、エホバの証人やその他の宗教的または信仰的少数派に対するヘイトクライムやヘイトスピーチの増加が報告されている「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」の公表に関して、私たちが受け取った情報を閣下の政府に注意を喚起したいと思います。児童虐待に対する保護の決定的な重要性にもかかわらず、我々は、この関連で多くの懸念を提起いたします。

【当方の情報による分析】

2022年12月27日、厚生労働省は「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」を公表しました。(以下、「Q&A ガイドライン」)。本ガイドラインは、児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)第2条に基づき、表向きは児童虐待の定義を明確にし、「宗教的信条等を背景に起こりうる」身体的・心理的虐待やネグレクトなどによる児童虐待の発現例を例示し、支援の道筋を示すことを目的としています。

Q&A ガイドラインは、2022年7月8日の安倍晋三元首相の暗殺後、一部の宗教団体の活動が殺害の動機として挙げられたため、一部の宗教的または信教的少数派に対する監視と汚名の高まりを背景に作成されました。このガイドラインは、2022年10月に宗教団体による新しいタイプの児童虐待の認定を求め、以前にエホバの証人やその他の宗教的または信仰的少数派を中傷する公式声明を発表した日本脱カルト協会(JSCPR)と協議して起草されました。エホバの証人は Q&A ガイドラインでは言及されていませんが、彼らの実践と活動も新たに対象となっているようです。エホバの証人も、他の宗教的・信仰的少数派も、信教の自由とコミュニティというセンシティブな内容において関連性があるにも係わらず、Q&A ガイドラインの作成中に相談を受けませんでした。エホバの証人は厚生労働省との面会を繰り返し求めていましたが、質疑応答までは何も認められませんでした。

そして Q&A ガイドラインは完成しました。

【Q&A ガイドラインの内容】

Q&A ガイドラインは、思想、良心、宗教の自由に対する児童の権利に関する条約(CRC)

の第 14 条に言及しています。しかしながら、本ガイドラインは、CRC 第 14 条第 2 項および「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)第 18 条第 4 項の双方で支持されている「父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重すること」については言及していません。

Q&A ガイドラインは、とりわけ、「宗教的信念を背景に起こりうる」身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトなど、さまざまな形態の児童虐待を構成する可能性のある行為に関する質問に対する回答を提供します。

質問 1-1 は、「宗教への信仰の背景」から生じる児童虐待は、「他の理由による虐待事案と同様」対処されなければならないと定めていますが、ガイドラインのいくつかの部分は、「他の理由」と「宗教的文脈」の差を低く設定しているように思われます。

例えば、質問 2-3 では、「児童の就学や日常生活に支障が出る可能性がある時間帯まで宗教活動等への参加を強制するような行為は、児童の発育や児童に対する養育の観点から不適切なものとしてネグレクトに該当する。」と主張していますが、「強制」の意味や、この場合の「宗教活動等」が、「日常生活」における課外活動、音楽・語学の授業、その他の世俗的な課外活動とどう違うのかを明確にしていません。

同様に、質問 3-1 は、「言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害することは、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。」と述べていますが、宗教活動や宗教的教義に基づく「怖れ」の「刷り込み」が、他の世俗的な活動や教義よりも心理的虐待やネグレクトの意味合いは低いということを、説明していません。

いくつかのガイドラインは、潜在的な虐待の形態を確立するための基礎として、「社会的慣習」、「社会的適切性」、または「社会的に受け入れられた規範」からの逸脱に曖昧に言及し、それによって、その自由な行使に固有の宗教または信念の表明の多様性を制限しています。

質問 3-3 は、「社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。」と主張しています。

さらに、質問 3-4 では、「児童本人が自身の信仰する宗教等を他者に知られたくない意思を有していることを考慮することなく、他者に対して信仰する宗教等を明らかにすることを強制する行為は、児童の心情を著しく傷つけるものであり心理的虐待に該当する。」としています。

質問 4-1 は、「児童に対して宗教等行為を強制することは心理的虐待に該当するほか、児童に対して社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう直接又は第三者を介して唆す者があることを認識しながら、そうした宗教に入信させる行為を含め、行動を防止する行動を保護者がとらないことについてはネグレクトに該当する。」と規定しています。(ICCPR 第 18 条第 2 項に従った)宗教または信仰の自由における強制の禁止の中心性にもかかわらず、

「強制」などの重要な概念は、および「社会的相当性」は、人権義務に関連して定義されていません。さらに、必要性や比例性など、特定の国家介入の適切性と性質を決定するための重要な基準については言及されていません。

【エホバの証人を標的とした憎悪犯罪の増加が報告されている】

Q&A ガイドラインの発表は、エホバの証人を含む宗教的または信仰的少数派を児童虐待で有罪と非難するメディアの報道をもたらしました。エホバの証人は、2023年のヘイトクライムが、日本での宗教や信仰の自由の権利の行使にほとんど干渉していないと報告した過去6年間と比較して、638%増加したと報告しています。報告された事件には、2024年2月11日に千葉県八千代市で発生した高齢のエホバの証人への暴力的な身体的暴行が含まれていました。同月、エホバの証人の大量殺戮を脅迫する手紙が、神戸市兵庫区と北区の礼拝所に残されました。これらの懸念される展開は、オンラインおよびオフラインのヘイトスピーチと差別と暴力の扇動の増加を伴い、その一部はQ&Aガイドラインに直接言及しました。

【その後の展開】

2023年11月、Q&Aガイドラインの管理を引き継いだ子ども家庭庁は、エホバの証人に、すべての病院、学校、地域当局がQ&Aガイドライン違反の疑いに関する調査を完了することを要求する全国的な調査を開始したことを通知しました。調査結果は2024年4月から5月の間に発表される予定です。エホバの証人を含む宗教的または信仰的少数派に対する広範な汚名を着せられている状況を考えると、これが差別を助長し、憎悪犯罪のさらなる増加につながる可能性があることが懸念されています。

さらに、2024年3月には、Q&Aガイドラインの内容に基づき、子どもに宗教行事への参加を強制したり、特定の宗教教義を教えることが児童虐待にあたる可能性がある旨を記載したパンフレットを、東京都をはじめとする各当局から学童に配布しました。

これに関連して、再三の要請にもかかわらず、子ども家庭庁、担当国務大臣、首相官邸、文部省、外務省、内務省、司法省は、エホバの証人と会って前述の問題を議論することを拒否したと報告されています。

これらの情報の正確性に対して予断することなく、私たちは、日本における宗教的または信仰的少数派に対する偏見の高まりと否定的な態度を背景に、エホバの証人に対する攻撃と脅迫の新たなパターンと思われるものについて、深刻な懸念を表明したいと思います。1979年6月21日に日本が批准した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)の実施を監督する国連人権理事会の一般的意見第36号によれば、国家は、既存の暴力のために生命が特に危険にさらされている脆弱な状況にある人々に対して、特別な保護措置をとらなければならないとしています。これには、実際の宗教または転嫁された宗教に基づく暴力が含まれます。

さらに、Q&A ガイドラインの一部の内容について懸念を表明したいと思います。

Q&A ガイドラインは、宗教的または信念に基づく活動または教義から生じる児童虐待を確立するための基準を、本質的に非宗教的なものよりも低くすることを奨励しているようです。そのため、これは中立性と非差別の原則に違反する可能性があるだけでなく、宗教的または信教的少数派に対するさらなる汚名と疑念を助長する可能性があります。

ICCPR 第 18 条第 3 項は、宗教的礼拝に参加する権利、および宗教的教義に従って衣服その他のシンボルを着用する権利を含む、フォーラム外における宗教または信念の表明に対する制限は、宗教または信念を表明する自由に対する制限が法律で規定されており、公共の安全を保護するために必要な場合にのみ許可されると規定しています。秩序、健康、道徳、または他者の基本的権利と自由は、保護されなければなりません。最も重要なことは、これらの制限は、規定された目的にのみ適用されなければならないということです。これらの制限は、差別的な目的または差別的な方法で課すことはできません。(国際人権理事会の一般的意見 No.22、第 8 章、HRI/GEN/1/Rev.1 を参照)。

我々は、児童虐待が特定され、かつ効果的に対処することができることを確保するための表向きの措置が、原則として称賛に値するが、実際には、ICCPR 第 18 条第 1 項および第 14 条に従って、その宗教または信念を表明する子ども、とくに宗教的または信仰的少数派の子どもの権利を損なう可能性があるという事実を懸念します。(CRC 第 1 章)。

同様に、Q&A ガイドラインは、現在の形態では、思想、良心および宗教の自由に対する子どもの権利を損なう可能性があります(CRC 14.1)。また、親は、ICCPR 第 18 条第 4 項、CRC 第 14 条第 2 項、および経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(ICSECR)第 13 条第 3 項に規定されているように、子どもの宗教的および道徳的教育を自らの信念に従って保障することを規定しています。また、宗教的または信仰的マイノリティに対する疑念が高まる中、現在の形の Q&A ガイドラインが、宗教または信念コミュニティに属する子どもたちに対する偏見、社会的圧力、またはいじめを助長する可能性があることを懸念しています。

我々はさらに、Q&A ガイドラインの採択が、ヘイトクライム及びヘイトスピーチ及び憎悪、差別及び暴力の扇動の事例の増加につながったように見えることを懸念します。

このような状況下で、宗教や信念の自由に対する権利、少数派の権利、および構成員の安全と福祉にかかわる問題に関連して、関係当局が宗教や信仰の少数派と関わることを明らかに拒否していることも、懸念を生じさせます。

特別報告者が検討のために共有したいと願う上記のコメントに照らして、我々は、日本政府に対し、Q&A ガイドラインが日本の国際人権法上の義務を遵守することを確保するた

め、Q&A ガイドラインのいくつかの重要な側面を見直し、再検討するよう謹んで要請します。

国連人権理事会からの委任により、私たちの注意を喚起したすべての事案を明確にするよう努めることは私たちの責任ですので、以下の問題に関する日本政府の見解をご提示ください。

1. 上記の申し立てに関する追加情報やコメントがあれば教えてください。
2. エホバの証人やその礼拝所を標的とした暴力行為、または計画された暴力行為を防止、調査、起訴するために取られた措置に関する情報を提供してください。
3. エホバの証人、その他の宗教や信仰の少数派に対する不寛容、差別、暴力、ヘイトスピーチ、差別や脅迫行為に対処するために、国際基準に従って閣下政府が講じた措置に関する情報を提供してください。
4. Q&A ガイドラインが、宗教または信仰の自由に対する権利、および日本も批准している ICCPR、ICESCR および CRC に規定されているものを含め、親が自らの信念に従って子どもの宗教的および道徳的教育を保障する権利に関する国際人権基準とどのように両立するかを説明してください。
5. Q&A ガイドラインやその他の関連資料について、国内の宗教や信仰団体、宗教や信仰の少数派を含むすべての利害関係者との有意義な対話を促進するために講じられた前向きな措置に関する情報を提供してください。

上記の質問につき、60 日以内に回答を頂ければ幸いです。この期限を過ぎると、この通信と日本政府から受け取った回答は、通信報告ウェブサイトを通じて公開されます。また、その後、国連人権理事会に提出される通常の報告書でも公開されます。

回答を待つ間、我々は、申し立てられた違反を停止し、その再発を防止するために、また、調査が申し立てを支持または示唆した場合には、申し立てられた違反の責任者の説明責任を確保するために、必要なすべての暫定措置が講じられることを強く求めます。

近い将来、プレスリリースの基となる情報は、直ちに注意を払うべき事項を示すのに十分な信頼性があると考えているため、懸念を公に表明する可能性があります。また、上記の申し立ての潜在的な影響について、より広く一般の人々に注意を喚起する必要があると考えています。プレスリリースは、問題を明確にするために閣下の政府と連絡を取っていることを示します。

上記につき、日本政府のご配慮をいただければ幸いです。

Nazila Ghanea

宗教または信仰の自由に関する特別報告者

Farida Shaheed

教育を受ける権利に関する特別報告者

Irene Khan

意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者

Clement Nyaletsossi Voule

平和的な集会及び結社の自由の権利に関する特別報告者